

エネルギー関連施策の推進に係る連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会（以下「乙」という。）とは、相互連携を図ることで、脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの導入拡大その他のエネルギー関連施策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携することによって、日常生活や産業活動に直結する都市の最重要インフラであるエネルギー関連施策を推進し、環境にやさしい新たなエネルギー都市の構築に貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）再生可能エネルギーの導入拡大に関する事項
- （2）再生可能エネルギー電力の利活用に関する事項
- （3）再生可能エネルギーの普及啓発に関する事項
- （4）その他本協定の目的に沿う事項

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、協定の有効期間の満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方から何ら意思表示をしないときは、この協定はその有効期間の満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第5条 前条の規定にかかわらず、甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年3月28日

甲：大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長 横山 英幸

乙：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会

代表理事 池内 敬